

市第 118 号議案 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部改正
(経済局「横浜市中央卸売市場条例の一部改正」関係部分)

1 趣旨

令和 4 年 6 月 17 日に公布された刑法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」といいます。）により、刑の種類のうち「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されました。

この一部改正法が令和 7 年 6 月 1 日に施行されることに伴い、条例や規則中の「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める等の改正が必要となるため、横浜市中央卸売市場条例の該当部分について改正します。

2 条例改正の内容

卸売業務の許可等について規定した条文において、「禁錮」と記載されているところを「拘禁刑」に改めます。

該当する条文	規定内容
第 9 条 第 5 項 第 5 号 イ	卸売業務の許可をしてはならない要件
第 20 条 第 4 項 第 2 号	せり人の登録をしてはならない要件
第 26 条 第 5 項 第 4 号 イ	仲卸業務の許可をしてはならない要件
第 37 条 第 4 項 第 2 号	関連事業の許可をしてはならない要件

3 施行予定日

令和 7 年 6 月 1 日

【参考】横浜市中央卸売市場条例（関係部分の抜粋）

（卸売業務の許可）

第9条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（第2項～第4項 省略）

5 市長は、第1項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

（第1号～第4号 省略）

(5) 申請者の役員に、次のいずれかに該当する者がいるとき。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられた者（以下省略）

（せり人の登録）

第20条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の登録を受けている者でなければならない。

（第2項～第3項 省略）

4 市長は、第1項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者（以下省略）

（仲卸業務の許可）

第26条 市場において仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（第2項～第4項 省略）

5 市長は、第1項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

（第1号～第3号 省略）

(4) 申請者の役員に、次のいずれかに該当する者がいるとき。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられた者（以下省略）

（関連事業の許可）

第37条 市長は、市場機能の充実を図り、又は取引参加者その他の市場の利用者に対し便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場ごとに、市場内の店舗その他の施設において業務（卸売業者及び仲卸業者に係るものを除く。）を営むことを許可することができる。

(1) 規則で定める物品の販売を行う者

(2) 市場の取扱品目の部類に属する物品の保管、貯蔵、運搬等を行う者

(3) 前2号に定めるもののほか、市場機能の充実に資するもの又は市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者

（第2項～第4項 省略）

4 市長は、第1項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その役員を含む。）が禁錮以上の刑に処せられた者（以下省略）